



県章

山形県公報

平成17年8月16日(火)

第1668号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(食品安全対策課)...911

告 示

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...912

知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定.....(同)...同

公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)...同

同.....(同)...913

正 誤

規 則

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第65号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則(昭和48年5月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第14号(裏)中

「この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

「1 この処分について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

2 処分の取消しの訴えは、山形県を被告として、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第723号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年 8月16日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人遊佐厚生会 飽海郡遊佐町大字当山字上戸8番地の1	指定知的障害者通所更生施設ゆうとぴい短期入所 飽海郡遊佐町大字遊佐町木ノ下2番地	短期入所	平成17. 7.29

山形県告示第724号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成17年 8月16日

山形県知事 齋 藤 弘

指定知的障害者更生施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地	指定知的障害者更生施設等の名称及び所在地	知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
社会福祉法人遊佐厚生会 飽海郡遊佐町大字当山字上戸8番地の1	指定知的障害者通所更生施設ゆうとぴい短期入所 飽海郡遊佐町大字遊佐町木ノ下2番地	更生施設 (通所)	平成17. 7.26

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成17年12月16日まで縦覧に供する。

平成17年 8月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
野川食肉食品センター東根店
東根市大字東根元小林新田字小林46外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター 天童市老野森三丁目3番1号
代表取締役 野川 勝弘
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	細 谷 寛 司

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	野 川 勝 弘

4 変更年月日

平成17年3月10日

5 届出年月日

平成17年8月1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年12月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意 見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに新庄市役所において平成17年12月16日まで縦覧に供する。

平成17年 8月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄駅東ショッピングタウン

新庄市金沢字沖1068番5外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内 伸二

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	細 谷 寛 司
株式会社ヨシダ靴鞆店	新庄市沖の町10番1号	吉 田 喜 一 郎
株式会社とみひろ	山形市香澄町一丁目11番18号	富 田 浩 志
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河 内 伸 二
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目3番1号	野 川 勝 弘
株式会社ヨシダ靴鞆店	新庄市沖の町10番1号	吉 田 喜 一 郎
株式会社とみひろ	山形市香澄町一丁目11番18号	富 田 浩 志
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗 原 勝 利

4 変更年月日

(1) 株式会社マックハウスに係る事項

平成15年11月6日

(2) (1)以外の事項

平成17年3月10日

5 届出年月日

平成17年8月1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年12月16日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成17. 7. 8	第1657号	776	30	産業施術短期大学校庄内校	産業技術短期大学校庄内校
同 8. 5	第1665号	875	8	県営添津地区土地改良(県営土地改良総合整備)事業計画	県営土地改良(宮下地区経営体育成基盤整備事業)事業計画